

## 次期計画体系のポイント

### 1 こども大綱を勘案して策定（こども基本法第10条）

次期計画の「基本目標」は、こども大綱の「基本的な方針」を参考に設定しています。

### 2 こども・若者の権利、意見表明・反映等（こども基本法第3条、第11条）

こども家庭庁・こども基本法・こども大綱が特に重要視している「こども・若者の権利、意見表明・反映」を1番目に掲げ、重点施策としています。

### 3 「若者」を追加

こども大綱は、子ども・若者育成支援推進法に関する内容も含まれていることから、現行計画における基本目標・基本施策の「子ども」について、「子ども・若者」のように「若者」を追加しています。（基本施策に対する若者に関する取組については今後検討）

※こども大綱：これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの

### 4 現行計画の基本施策を網羅

次期計画の基本施策は、現行計画の基本施策を網羅しています。

### 5 **新規**の基本施策について

- (1) 1 (1) 子ども・若者の権利の周知
- (2) 1 (4) ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援
- (3) 3 (1) 質の高い教育・保育の提供
- (4) 4 (1) 結婚・子育てへの社会全体での支援

### 6 **重点**の基本施策について

- (1) 1 (2) 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進
- (2) 2 (1) 安心できる相談体制と情報発信の充実
- (3) 3 (2) 子ども・若者の居場所づくりの推進